

広島市雨水流出抑制に関する指導要綱

(平成19年4月10日)

(目的)

第1条 この要綱は、公共施設及び大規模な民間施設における雨水流出抑制施設の設置に関し必要な事項を定めることにより、降雨による浸水の防止を図り、もって安全な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「雨水流出抑制施設」とは、次に掲げる施設をいう。

- (1) 雨水の浸透施設
- (2) 雨水の貯留施設
- (3) 前2号の施設を組み合わせた施設
- (4) その他市長が雨水流出抑制に効果的であると認める施設

(技術的事項及び雨水流出抑制量)

第3条 雨水流出抑制に関する技術的事項及び雨水流出抑制量については、別に定める「広島市雨水流出抑制技術マニュアル」による。

(対象施設)

第4条 市長は、次に掲げる施設の設置を行おうとする者に対し、当該施設内に雨水流出抑制施設を設置するよう指導するものとする。

- (1) 国、地方公共団体その他公共的な団体が設置する施設
- (2) 敷地面積が3,000平方メートル以上の民間施設
- (3) その他市長が必要と認める施設

2 前項の規定による指導は、同項に定める施設が下水道整備が合流式で行われている区域内に存する場合に限り行うものとする。

(雨水流出抑制施設計画書の作成及び提出)

第5条 前条第1項の施設の設置を行おうとする者は、あらかじめ市長と協議を行うものとする。

2 前項の協議により雨水流出抑制施設を設置するときは、雨水流出抑制計画書を作成し、別に定める時までには市長に提出するものとする。

(完了報告)

第6条 雨水流出抑制施設の設置者は、当該施設の設置を完了したときは、速やかに完了報告書を市長に提出するものとする。

(確認)

第7条 市長は、前条の規定により完了報告書が提出されたときは、設置された当該雨水流出抑制施設について確認を行う。

(維持管理及び安全管理)

第8条 雨水流出抑制施設の設置者は、雨水流出抑制施設の機能が保全できるよう適切に維持管理するものとする。

2 雨水流出抑制施設の設置者は、雨水流出抑制施設の安全保持に関し適切な処置を講ずるものとする。

3 雨水貯留施設の設置者は、貯留雨水の腐敗防止等放流時の環境に対する影響軽減に努めるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は市長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に実施設計を行う対象施設に適用する。

3 前項の規定にかかわらず、同項の規定によりこの要綱が適用されない対象施設で、実施設計の変更等により雨水流出抑制施設を設置できるものについては、当該対象施設の設置を行おうとする者の協議により、この要綱に準じた取扱いをすることができる。